



SuMiTRUST年金ニュース

(平成30年2月26日)

三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金】

確定拠出年金法等の一部法改正に伴うDB規約 変更について(ポータビリティの拡充)その2

平成28年5月24日に可決・成立した確定拠出年金法等の法改正に関して、施行日が平成30年5月1日とされている法改正事項のうち、確定給付企業年金(DB)に関しては、DB・確定拠出年金(DC)・企業年金連合会・中退共制度間における「制度間ポータビリティの拡充」等に関するDB規約変更が必要となります。当該規約変更にかかる規約例について厚生労働省より事務連絡の発出がございましたので、規約変更の内容及び行政宛手続(申請・届出・届出不要)についてご案内いたします。

規約変更の内容及び手続等は以下のとおりです。

≪中途脱退者の定義の変更≫

本規約変更につきましては、<u>平成30年5月1日付の変更が必要とされております(遡及不可)</u>。本規約変更にかかる変更日までの期間等を鑑み、弊社総幹事のお客様につきましては、大変お手数ではございますが今回ご案内の規約例に基づきお客様にて変更規約をご作成いただき規約変更手続をお願いいたします。また、変更手続後に当該変更規約のワードファイルを弊社までご提出いただけますようお願いいたします。

(以下、I. ~IV. は先般ご案内のニュースから変更ありません。)

I. 対象

全DB

Ⅱ. 行政宛手続き

届出不要

行政宛手続きは生じませんが、基金様又はお客様社内での規約変更手続きが必要となります。

基金型:理事長専決可

規約型:規約変更に係る労働組合又は過半数代表者同意は不要



Ⅲ. 施行日

平成30年5月1日(遡及不可)

IV. 内容

法改正により中途脱退者の定義が変更(対象者が拡大)されます。当該中途脱退者をDB規約上で定義していることから、該当する箇所の規約変更が必要となります。

なお、法令上、中途脱退者が制度間移換(ポータビリティ)の対象者であるため、ポータビリティが可能な対象者の範囲が拡大することになります。

(中途脱退者の定義)

法改正前:加入者の資格を喪失した者のうち脱退一時金を受けるための要件を満たす者 (老齢給付金の支給開始要件以外の要件を満たす者を除く。(※))

法改正後:加入者の資格を喪失した者のうち脱退一時金を受けるための要件を満たす者

(※) 「老齢給付金の支給開始要件以外の要件を満たす者」は給付の方法として、一時金で受け取る 又は 一時金を年金の支給開始年齢まで繰下げた後に年金で受け取ることのいずれかを選択できる者が該当します。

V. 規約例

基金型のお客様:<u>規約例(基金型).doc</u> 規約型のお客様:規約例(規約型).doc

≪他制度からの移換(=自DBへの受換)に関連する規定の変更≫

本規約変更につきましては、平成30年5月1日以降、他制度からの移換を行うまでの日に実施する必要がございます。弊社総幹事のお客様につきましては、当該規約変更手続にあわせて弊社営業担当者へ規約作成をご依頼ください。ご依頼を受けて変更規約をご案内いたします。

(以下、I. ~IV. は先般ご案内のニュースから変更ありません。)

I. 対象

他制度(他のDB・連合会)<u>からの</u>移換を可としているDBのうち、中途脱退者の 定義の変更以外の変更が必要なDB

Ⅱ. 行政宛手続き

申請

基金型:代議員会の議決

規約型:規約変更に係る労働組合又は過半数代表者同意が必要

Ⅲ. 施行日

平成30年5月1日以降、他制度からの移換を行うまでの日

Ⅳ. 内容

法改正に伴い新たにDCからの移換を可とする場合等に規約変更が必要となります。 (その他、現行の規約内容により規定の見直しが必要となる場合があります。)



なお、中退共からの移換については移換の都度、規約変更(申請)を行うため上記 内容には含まれません。

(ご参考)

◆ 厚生労働省 事務連絡 (規約例)

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う「確定給付企業年金 規約例」の一部改正について.pdf

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3587

